

課税限度額・軽減判定所得基準の見直しについて

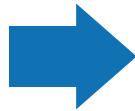
地方税法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、以下のとおり課税限度額及び軽減判定所得を見直しましたのでお知らせいたします。

1. 課税限度額の見直し

以下のとおり課税限度額を引き上げました。これにより、国民健康保険税の上限は106万円になります。なお、税率の変更はありません。

【改正前】

令和5年度まで	
医療給付分	65万円
後期高齢者支援分	22万円
介護給付金分	17万円
合計	104万円



【改正後】

令和6年度まで	
医療給付分	65万円
後期高齢者支援分	24万円
介護給付金分	17万円
合計	106万円

2. 軽減判定基準の見直し

世帯の前年中の所得金額の合計が、一定基準以下の世帯については、7割・5割・2割軽減に該当し、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。ただし、世帯の中に所得の申告をされていない方がいる場合は、一定基準以下に該当しているか判定できないため、軽減が適用されない場合があります。

今回の見直しにより、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準が見直しされ、国民健康保険税の軽減対象となる範囲が拡大されます。

【改正前】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
7割	430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	430,000円 + (290,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	430,000円 + (535,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)



【改正後】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
7割	430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	430,000円 + (295,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	430,000円 + (545,000円 × 被保険者数) + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)

※世帯主の所得は、国民健康保険の加入・未加入に関わらず、所得判定の対象となります。

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者、公的年金等の支給を受ける方をいいます。

※「被保険者数」とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

問 保健福祉課保険係 ☎ 56-2111

国保に加入している世帯主が年度内に75歳になられる方へ

国民健康保険税を年金天引き（特別徴収）で支払っている世帯の世帯主の方が年度内に75歳となり、後期高齢者医療制度へと移行される場合、年金天引きが停止となります。

停止後の支払い方法は、口座の登録がある方は口座振替、それ以外の方は納付書でのお支払いとなりますのでご注意ください。

今年度の税額を決定後、7月中旬に金額や支払い方法を通知いたしますのでご確認ください。

なお、後期高齢者医療制度に移行した後も、すぐには年金天引きが開始されませんのでご注意ください。

問 [国民健康保険税について] 財政課税務係 ☎ 56-2111
 [後期高齢者医療制度について] 保健福祉課保険係